

## 鎌倉市防災情報オープンデータ利用規約

本規約は鎌倉市の防災情報の利用について定めたものです。利用にあたっては、本規約に定める事項を順守するようお願いいたします。

### 1 ライセンス

本市の防災情報を利用して二次著作物を作成する場合は、以下のとおり、利用するデータの出典（データのタイトルと著作権者名など）の表示をお願いします。

#### ●ライセンスされている著作物を改変せずにそのまま複製して利用される場合

[データのタイトル]、鎌倉市、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 2.1  
(<http://creativecommons.org/licenses/by/2.1/jp/>)

#### ●ライセンスされている著作物を改変して利用される場合

この[作品・アプリ・データベース等]は以下の著作物を改変して利用しています。  
[データのタイトル]、鎌倉市、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 2.1  
(<http://creativecommons.org/licenses/by/2.1/jp/>)

なお、ライセンスの URL は文字で記載するのではなく、「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 2.1」の文字部分などにハイパーリンクを貼る方法で提供することも可能です。



このデータは [クリエイティブ・コモンズ 表示 2.1 日本](http://creativecommons.org/licenses/by/2.1/jp/) ライセンスの下、オープンデータとして提供されています。

### 2 特記事項

防災情報の利用にあたっては、下記について特に留意ください。

#### (1) 情報の確認義務

防災情報の二次利用にあたっては、避難所等の定義を熟知し、事象によって開設される避難所などが異なることなどに留意し、防災情報の提供にあたっては誤誘導等の不都合がないように、行政から公表される最新の防災情報を自ら入手し確認のうえ、二次利用すること。

#### (2) 利用時の報告義務

本市の防災情報オープンデータを利用し、二次著作物を作成する際は、総合防災課まで連絡すること。